

静労発基 0924 第 2 号の 1
令和 3 年 9 月 24 日

各機関・団体の代表者 殿

静岡労働局長

(公印省略)

「静岡県最低賃金」の周知について（協力依頼）

平素、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者はその最低賃金額以上の額を支払わなければならないとする制度であり、静岡労働局では、日頃から最低賃金の周知徹底に取り組んでいるところです。

今般、静岡県内で働くすべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が、令和 3 年 10 月 2 日から「時間額 913 円」に改正されることとなりました。

つきましては、最低賃金の周知の重要性に御配慮をいただき、貴団体会員等へ周知・啓発についてお願い申し上げますとともに、広報紙（誌）・ホームページへの掲載等による幅広い周知について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

なお、掲載に当たっては下記の掲載文例を参考にいただき、また、ホームページ等で広報いただく場合はリンク等で次のアドレスを御利用いただくと幸いです。

(静岡労働局ホームページ最低賃金掲載ページ)

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

また、御多忙中恐縮とは存じますが、最低賃金に係る広報の参考にするため、掲載状況等について、別紙にて 12 月 10 日までに御回答賜りたく、併せてお願い申し上げます。

【掲載文例】

「静岡県最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内で働く（パート・アルバイト等含む）すべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、令和 3 年 10 月 2 日から「時間額 913 円」となりました。

なお、特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室（電話 054 - 254 - 6315）又はお近くの労働基準監督署まで。

<担当> 静岡労働局労働基準部賃金室 工藤・寄田

〒420-8639 静岡市葵区追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎 3 階

電話 054-254-6315

Fax 054-221-7038